

# 個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

|                               |  |   |
|-------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称                   | 住民基本台帳システムファイル   |   |
| 実施機関の名称                       | 五所川原市  |   |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 民生部市民課   |   |
| 個人情報ファイルの利用目的                 | 住民基本台帳法に基づき、住民サービスの基礎情報である住民に関する記録の適正な管理を図ることにより、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の合理化に資することを目的とする。   |   |
| 記録項目                          | 1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主及び続柄、5 本籍及び筆頭者、6 住所及び住民となった年月日、7 住所を定めた年月日、8 住所を定めた旨の届出年月日及び従前の住所、9 個人番号、10 選挙人名簿登録の有無、11 国民健康保険資格情報、12 後期高齢者医療資格情報、13 介護保険資格情報、14 国民年金資格情報、15 児童手当資格情報、16 住民票コード、17 印鑑登録情報<br>【外国人住民】18 外国人住民日、19 法第30条の45に規定する区分、20 在留資格、21 在留期間、22 国籍等、23 在留期間満了日、24 在留カードの番号<br>【消除者】25 消除理由、26 消除事由の生じた年月日、27 転出先住所 |   |
| 記録範囲                          | 五所川原市に住所登録を有する者（転出・死亡等で消除された者を含む）  |   |
| 記録情報の収集方法                     | 本人及び代理人からの届出、地方公共団体情報システム機構、関係市区町村、法務省在留カード等発行システム   |   |
| 要配慮個人情報                       | 含まない   |   |
| 記録情報の経常的提供先                   | 地方公共団体情報システム機構   |   |
| 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地          | (名称) 五所川原市総務部総務課   |   |
|                               | (所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市宇布屋町41番地1  |   |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等  | なし   |   |
| 個人情報ファイルの種別                   | <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル<br>(法第60条第2項第1号)  | 政令第21条第7項に該当するファイル<br>(電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル)<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|                               | <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル<br>(法第60条第2項第2号)  |   |
| 備考                            | 金木総合支所、市浦総合支所においても利用   |   |

# 個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

|                               |  |   |
|-------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称                   | 印鑑登録ファイル   |   |
| 実施機関の名称                       | 五所川原市  |   |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 民生部市民課   |   |
| 個人情報ファイルの利用目的                 | 印鑑登録事務   |   |
| 記録項目                          | 1 印影、2 登録番号、3 登録年月日、4 氏名、5 出生の年月日、6 男女の別、7 住所、8 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記 |   |
| 記録範囲                          | 印鑑登録者  |   |
| 記録情報の収集方法                     | 市民から提出される印鑑登録申請書による  |   |
| 要配慮個人情報                       | 含まない   |   |
| 記録情報の経常的提供先                   | 印鑑登録証明書の交付申請をする者   |   |
| 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地          | (名称) 五所川原市総務部総務課   |   |
|                               | (所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1  |   |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等  | なし   |   |
| 個人情報ファイルの種別                   | <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル<br>(法第60条第2項第1号)  | 政令第21条第7項に該当するファイル<br>(電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル)<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|                               | <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル<br>(法第60条第2項第2号)  |   |
| 備考                            | 金木総合支所、市浦総合支所においても利用   |   |

# 個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

|                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称                   | 戸籍総合システムファイル  |   |
| 実施機関の名称                       | 五所川原市   |   |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 民生部市民課  |   |
| 個人情報ファイルの利用目的                 | 戸籍法に基づき、身分関係を登録するとともに、証明書の交付による公証を行う（第1号法定受託事務）。  |   |
| 記録項目                          | 1 氏名、2 生年月日、3 本籍、4 筆頭者、5 続柄、6 父、7 母、8 誕生日、9 出生地、10 届出日、11 届出人、12 送付を受けた日、13 受理者、14 婚姻日、15 配偶者氏名、16 配偶者区分、17 死亡日、18 死亡時分、19 死亡地、20 住所、21 住定日、22 民刑事項、23 身分関係、24 国籍 |   |
| 記録範囲                          | 五所川原市に本籍を有する（有した）者  |   |
| 記録情報の収集方法                     | 有資格者からの届出書類、他市町村からの通知   |   |
| 要配慮個人情報                       | 含む  |   |
| 記録情報の経常的提供先                   | 五所川原市に本籍を有する者、関係市区町村  |   |
| 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地          | (名称) 五所川原市総務部総務課  |   |
|                               | (所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1   |   |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等  | なし  |   |
| 個人情報ファイルの種別                   | <input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル<br>(法第60条第2項第1号)   | 政令第21条第7項に該当するファイル<br>(電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル)<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|                               | <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル<br>(法第60条第2項第2号)  |   |
| 備考                            | 金木総合支所、市浦総合支所においても利用  |   |